

平成30年6月

乙訓環境衛生組合第2回議会

会 議 録

乙訓環境衛生組合議会

乙訓環境衛生組合議会平成30年第2回定例会会議録

目 次

| | | |
|-------------|---|----|
| ○出席議員 | | 1 |
| ○欠席議員 | | 1 |
| ○事務局職員出席者 | | 1 |
| ○説明のため出席した者 | | 1 |
| ○議事日程 | | 2 |
| ○開会 | | 2 |
| ○日程 1 | 会議録署名議員の指名 | 2 |
| ○日程 2 | 会期の決定 | 2 |
| ○日程 3 | 管理者の諸報告 | 2 |
| ○日程 4 | 監査報告第3号 例月出納検査の結果報告について | 3 |
| ○日程 5 | 第3号議案 平成30年度乙訓環境衛生組合一般会計 補正予算(第1号)について | 4 |
| ○日程 6 | 議員の派遣について | 8 |
| ○閉会 | | 14 |

乙訓環境衛生組合議会平成30年第2回定例会
議事日程第2号

平成30年6月27日(水)
午前10時00分開議

○出席議員(8名)

| | | |
|------|---------|--------|
| 向日市 | 北林重男議員 | 杉谷伸夫議員 |
| 長岡京市 | 浜野利夫議員 | 富岡浩史議員 |
| | 山本智議員 | |
| 大山崎町 | 山中一成議員 | 岸孝雄議員 |
| | 波多野庇砂議員 | |

○欠席議員(1名)

近藤宏和議員

○事務局職員出席者

書記 長谷川 徹 総務課 主査

○地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者(10名)

| | |
|-------|-------------|
| 山本圭一 | 管理者(大山崎町長) |
| 中小路健吾 | 副管理者(長岡京市長) |
| 安田守 | 副管理者(向日市長) |
| 辻正春 | 監査委員 |
| 河野一武 | 事務局 局長 |
| 稻生義之 | 会計管理者 |
| 古賀一徳 | 総務課 長 |
| 服部潤 | 施設業務課 長 |
| 松井貢 | 政策推進課 長 |
| 山本昌一 | 施設業務課 主幹 |

○議事日程

- 日程 1 会議録署名議員の指名
日程 2 会期の決定
日程 3 管理者の諸報告
日程 4 監査報告第3号 例月出納検査の結果報告について
日程 5 第3号議案 平成30年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算
(第1号)について
日程 6 議員の派遣について

○会議録署名議員

向日市 北林重男 議員
大山崎町 岸孝雄 議員

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

開会 午前10時00分

○富岡浩史議長 皆さん、おはようございます。

会議に入ります前に、席上に予備費の充用についての報告書が配付されておりますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

それでは、本会議に入ります。

ただいまの出席議員数は8名であります。地方自治法第113条の定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、乙訓環境衛生組合議会平成30年第2回定例会を開会いたします。

○富岡浩史議長 それでは、日程に入ります。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、北林重男議員、岸孝雄議員の両議員を指名いたします。

○

○富岡浩史議長 日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○

○富岡浩史議長 日程3、管理者の諸報告であります。

山本管理者。

○山本圭一管理者 皆さん、おはようございます。

本日、乙訓環境衛生組合議会平成30年第2回定例会を招集させていただきましたと

ころ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中をご参集賜りまして誠にありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

それでは、管理者諸報告を申し上げます。

初めに、平成29年度廃棄物搬入量についてであります。

平成29年度に、本組合に搬入されましたごみ搬入総量は3万9,537.23トンになります。平成28年度と比較いたしますと49.92トン、0.1%の減少となったところであります。また、し尿搬入総量は1,453.92キロリットルとなります。平成28年度と比較いたしますと204.91キロリットル、12.4%の減少となったところであります。

今後、詳細な分析を行いまして、広くその内容の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、平成29年度の大阪湾フェニックス計画への焼却残灰搬出量及び京都府下水道処理施設でのし尿処理量についてであります。

まず、平成29年度の大阪湾フェニックス計画への焼却残灰搬出量は、実質搬出量ベースで4,462.72トンを搬出したところであり、また、京都府下水道終末処理施設でのし尿処理量につきましては、希釈後ベースで1万7,490キロリットルを処理したところであります。

なお、焼却残灰につきましては、平成30年度から全量の約6,000トンを大阪湾フェニックス計画へ搬出することとしております。

最後に、ごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事の竣工についてであります。

平成26年度から平成29年度まで、4年間の長期にわたり施工してまいりましたごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事は、平成29年度末をもって竣工し、本年4月より通常どおりの運転管理体制で稼働いたしております。

今後におきましては、ごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事完了後の施設稼働目標年度である平成44年度までの15年間につきましては、平成26年3月に策定いたしましたごみ処理施設長寿命化計画書に掲げます施設保全計画に基づき、施設の性能を維持しながら、安全・安定した廃棄物処理に努めてまいります。

以上で管理者の諸報告といたします。

○**富岡浩史議長** 以上で管理者諸報告を終わります。

○

○**富岡浩史議長** 日程4、監査報告第3号、例月出納検査の結果報告についてであります。監査委員の報告を求めます。

辻監査委員。

○**辻 正春監査委員** おはようございます。

それでは、例月出納検査の結果報告をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を実施いたしました。

検査の対象、時期及び結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。

以上、例月出納検査の結果報告といたします。

○富岡浩史議長 以上で例月出納検査の結果報告を終わります。

○

○富岡浩史議長 日程5、第3号議案 平成30年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本圭一管理者 それでは日程5、第3号議案 平成30年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出総額に異同はなく、歳出における款の金額が相互に増減する補正となっております。

それでは、補正予算の事項別明細書、3ページよりご説明申し上げます。

初めに、2款総務費、5目基金費では、新規積立金といたしまして3万1,000円を財政調整基金へ積み立てるものとし、25節積立金の増額補正を行うものであります。なお、この補正後における本年度末の財政調整基金残高の見込み額は、3,498万2,833円となるものであります。

次に、3款衛生費、2目ごみ処理費では、3万1,000円を減額補正するものであります。

その内容といたしましては、まず、平成30年4月1日付人事異動に伴い、新たにごみ処理施設の維持管理に関する事務に従事する職員に対しまして、労働安全衛生規則に基づくダイオキシン類へのばく露防止対策といたしまして、特別教育を受講させるための費用といたしまして、9節旅費で3,000円、19節負担金補助及び交付金で9,000円の増額を、また、公害健康被害補償制度による汚染負荷量賦課金におきまして4万3,000円の減額をお願いするものであります。

以上で平成30年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○富岡浩史議長 ただいま、提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

北林議員。

○北林重男議員 基金費の関係なんですけども、総額、残高を言っていたんですけども、これ、今まで、取り崩して何か事業に使われたといったことはあるでしょうか。ご報告あれば。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 過去に基金費を用いまして、ごみ処理施設の緊急補修工事ということで、利用させていただいたことがございます。

○富岡浩史議長 ほかにございませんか。

浜野議員。

○浜野利夫議員 説明であった、このごみ処理費の関係なんですけど、4月の職員さんの異動で、ダイオキシンの関係で、立ち入るために講習が必要だという説明があったんですけども、これについてなんですけど、もともとは、異動なかったら、元の職員さんは入れるような、そういう講習を受けた、資格ある人が入るような条件になってたということですか。異動前のときは、元の職員さんが立ち入りができるような、システム上は。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 廃棄物焼却炉は特殊な構造になっておりまして、中へ入るには、飛散しているダイオキシン等がございますので、暴露防止対策としてこの講習を受けるんですけども、異動される前の職員さんにつきましては、そもそも炉室の方には入らないため、教育を受ける必要がないということで、教育は受けていません。

今回、異動されまして、工事、立ち会い等、炉室に入る機会がございますので、ダイオキシンについての有害性、あと保護具の使用方法などを、今回、受講します。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 ということは、常時じゃなくて、工事に関する立ち会いで、立ち入らんなんという、そういう条件つきということですか。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 工事等の立ち会いもあるんですけども、普段、維持管理のメンテナンスで、確認に行くとか、他の課では行かないところを、日常業務として点検を兼ねて、行くものですから、そういう教育が必要になります。

これ、安全衛生の規則にもうたわれておりますので、規則をもとに受講します。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 今、工事以外でも、日常的にそういう立ち入らんなんという条件があって、異動で資格がなかったら講習受けて、そういう条件整えんなんというのは、わかるんです。

その前提になってる、ごみ処理施設の運転管理が、全面的に、これ、委託されてたんじゃないかなと思うんですけど、その関係で、あえて日常業務で職員さんが立ち入らんなんということの関係は、どういうふうになってるんですか。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 あくまで運転管理、整備等は、委託会社さんの方でやってもらえますが、全てが、運転の管理会社の方にお任せしているわけではなくて、最終的な判断、確認等は、組合の職員が立会う必要がありますので、組合の職員が炉室等に立ち入らないということはありません。作業確認等に行く場合に、炉室に入るので、必要な講

習となります。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 ちょっと理解しにくい、理解が悪いのかもしれないですけど、ごみ処理施設の運転管理を業務委託されて、その中でも、かつ、職員さんが入らないといけないという関係というのが、業務を委託した関係で、外から、職員さんが入らないといけないというのは、運転管理上の何か区分けがされてるんですか、その職員さんが把握する業務の分野と、運転管理、委託した業務との関係で、境目というか、線があるのかなという、場合によっては、ぶっちゃけたところで、わかりやすく言ったら、偽装請負になりかねない、委託したところに、中身に立ち入れないというのは、原則であると思うんです。その関係、こういうふうに整理してるんだというのがあれば、ちょっと知りたいんですけど。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 今回、受講させます特別教育ですけれども、こちらにつきましては、労働安全衛生規則592条の7及び廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱、第3第1項第1号に基づきまして、受講させるものでございます。

ばく露防止対策要綱の中に、幾つか対象項目というのがあるんですけども、その中で、今回の職員を受講させる根拠といたしましては、施設の運転、点検等、作業の一環に当たるということで、受講させるものでございます。

この中には、当然施設のメンテナンス作業、いわゆる清掃でありますとか、保守点検等の業務のほかに、その作業等に伴う支援、監視等の業務というの也被含まれております。

本組合の職員につきましては、直接清掃等の業務に従事しているわけではございませんけれども、工事、修繕等発注した場合、工事の対象箇所の事前確認、それから、工事進捗中の進捗管理、それから完了後の検査等々で、炉室内、炉内を含めまして、現場の方に入っていくということがございます。

こちらにつきましては、このダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づく作業の一つに含まれるということで、その職務に従事する職員となりますので、今回、特別教育を受けさせるというものでございます。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 ダイオキシン関係含めて、ここに立ち入る場合、どうしても労安を含めて受講が要するというのは、よくわかるんです。むしろ必要だと思うんです。

ただ、もうひとつ理解が悪いのかもしれないですけども、清掃というよりも、ごみ処理施設の運転管理を、全体を業務委託してる中で、職員さんがかかわらないといけないという、その境界というのは、この分野は委託してる、ここは委託してないので、職員さんがチェックというか、点検しないといけないという、そういう運転管理の業務上そういう区分けがあるのかというの、ちょっと知りたかったんですけど。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今回、全面委託をしておりますけれども、今回の委託はあくまでも運転委託ということで委託をさせていただいております。ただ、組合の担当といたしましては、工事の発注等につきましては、組合の方がさせていただいておりますので、その工事の発注に向けての準備であったり、現場の確認であったり、工事の途中経過であったり、最終的な工事の確認等をするために、組合の職員がそこに入っているということになっておりますので、今回の運転委託につきましては、あくまでも包括委託ではない、あくまでも運転委託であるということでございます。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 とりあえず、運転を委託しているだけで、あとは必要な作業等は職員さんで確認をしないといけないという委託の形態だという、大まかにそういう理解でよろしいでしょうか。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 そのとおりでございます。

○富岡浩史議長 よろしいですか。

浜野議員。

○浜野利夫議員 また決算のときに、詳しく聞かせてもらいます。それで結構です。

○富岡浩史議長 北林議員。

○北林重男議員 今回、講習を受けられるわけですが、職員さんの中に、この講習を受けられた方、新たに、これ、受けられるのか、それとも既に受講された方が何人かおられるのか、そういうことをお聞きいたします。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 組合の中で受講済みの者が数名おります。ただ、今回の異動によって業務課へ配属された職員については、この講習はまだ未講習なので、今、与えられている業務に対して、講習が必要になるということで、今回、受講するという事になっております。

○富岡浩史議長 ほかに、ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

第3号議案について、原案どおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第3号議案 平成30年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算

(第1号)については、原案どおり可決されました。

日程6、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第148条の規定に基づき、来る7月5日、6日に実施する本組合議会議員視察研修会に、7名の議員を派遣することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**富岡浩史議長** ご異議なしと認め、7名の議員を派遣することに決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際でありますので、何かほかにごございませんか。

杉谷議員。

○**杉谷伸夫議員** 3月の議会に幾つかご質問させていただいたことに、継続ということで、何点かお尋ねいたします。

まず、予算の歳入のことで、市町村の分担金でしたか、その中に、交付税相当分ということで、総額とそれから1億幾らだったか、ちょっと忘れましたが、各向日市、長岡京市、大山崎町のそれぞれの交付税相当額というのがあって、これは一体どういうことですかと質問しまして、そのときはっきりわかりませんでしたので、改めて、わかりやすく、ちょっとご説明お願いいたします。

○**富岡浩史議長** 古賀総務課長。

○**古賀一徳総務課長** 本組合の事務事業に係る費用につきましては、各市町におきまして、地方交付税が算定される際に用いられます基準財政需要額のうち、清掃費の算定項目に含まれておりますが、本組合の施設整備事業で借り入れております地方債の償還額につきましては、交付税措置がされますことから、当該費用に係ります各市町負担分を按分いたしまして、各市町の清掃費に別途算定されております。

このことから、本組合の施設整備事業で借り入れております地方債の償還に係ります地方交付税相当分といたしまして、従前より分担金を支出するとして記載させていただいておるものでございます。

○**富岡浩史議長** 杉谷議員。

○**杉谷伸夫議員** あの後も、個別にご質問とか、させていただいてたんですけど、ごみ処理費用の、いわゆる運営費というか、それについては、各市町の基準財政需要額に算入されて、計算されますけれども、施設整備のための起債については、今年度交付税措置されるものについては、各市町が直接計算できないけども、乙環に交付されるわけではないんですね。乙環に交付されるのではなくて、乙環で起債をするけども、それは各市町に交付されると。だから、その金額が幾らになるかというのを各市町に按分をして、各市町に、これだけ分ですよということは、既に記載してるというふうな理解でよろしいわけですね。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 そのとおりでございます。

○富岡浩史議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 わかりました。ありがとうございます。

もうひとつなんですけど、この前の議会で、事業系ごみの減量を、事業系だけではありませんけど、事業系ごみの減量をということを書いてたけども、実際には減量どころか、若干増えてる傾向があると。それで、原因をぜひ究明していただきたいということ、ここ2回ほど続けて申し上げております。

その辺の原因究明のことについて、わかっていることがあれば教えていただきたいということと、今日、私から請求しまして、この平成29年度展開検査結果についてというのが、議員の皆さんの手元に届いておりますけども、この結果に関して、あわせてコメントをいただけたらと思うんですが。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 事業系ごみが増えているということですが、繰り返しの同じような答弁になるかもしれませんが、まず、ひとつとしては、ここ数年増えているときもあれば、過去にさかのぼったら減ってる部分があるんです、実際に。

これがどういうことか、詳しい詳細はまだまだ調査しなければなりません。また同じ答弁の繰り返しで申しわけないですけども、まず直近で言えるのは、スーパーの開店が二市一町で増えているということになるかと思えます。あと、ごみの排出系統、マンションごみもいろいろ言わせてもらっているんですけども、そこら辺のごみが混入している、混入というか、事業系に振り分けられているというようなことが推測されるということでもあります。

ただ、組合としては、詳細なことはわかりかねると、前から言っているんですけど、そこら辺につきましても、これから精査していく必要があるかなと思えますので、調査は続けて行きたいと思えます。

ただ、直近でわかっていることとしましては、やはりスーパー系統の出店が数件、目立ったかなということが考えられると思えます。

展開検査につきましては、前年度で3回実施させてもらっております。中身につきましては、各飲食店、スーパー等、介護福祉施設等から出てきております廃棄物につきまして、展開検査をしているところでございます。こちらにつきましては、表に記載されていますが、事業者Aでは17.92%の割合で産業廃棄物系統が混ざっていたということでございます。Bにつきましては13.17%、Cにつきましては6.29%で、混入していることがこれでわかろうかと思えます。

ただ、考察にも書いてありますが、半分程度が事業系の発泡スチロールということで、スーパーさんの排出が、ここで推測されるということになっております。あと、調理器具、調理に使うというビニール手袋、そこら辺のところも多く見られているということ

でございます。こちらにつきましては、廃プラスチックの系統の部類に入るので、産業廃棄物ということになります。こちらにつきましては、排出者、事業所さんの排出者さんの意識レベルが強い方と弱いところと出てくるのはいたし方ないかなというところなんですけども、こちらにつきましても、組合として、末端まで排出の仕方がわかるような資料等作成して、許可業者さんを通じて排出事業者さんの方へ周知してもらおうというふうに努めているということでございます。

組合の方から、最終排出事業者さんの方まで、こうですよ、ああですよというのは、今現状、なかなか難しいかなと思います。

展開検査、これ今回、1回だけでしたけども、可能な限り展開検査を実施し、また許可業者さんを通じまして、市町さん通じまして、承諾事業所さん等、排出者さんに、気長にと言うたらあれですけど、情報発信をしていく必要があるのかなと思っております。

○富岡浩史議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 ありがとうございます。

展開検査については、量もわずかなので、これをやってどうするのかという目的とか、それ、ちょっとこれからも考えていかなあかんと思うんですけど、いずれにしましても、これをどう活かすか、結局、市町村、市町の仕事になってきますよね、これ、明らかにね。それはこれから検討させていただきたいと思います。

それと、事業系ごみの減らない理由についてなんですけど、これも、私、乙環で何回か言うてた、これもよく考えてみれば、乙訓環境衛生組合の事務局に、どうするんだという問題じゃなくて、各市町で考えて、追求していかなあかんことです。

それで、この前の向日市議会の方でも、これ、質問で取り上げたんですけど、そのときに、答弁で言われておりましたのが、一つは、スーパーの開店とおっしゃってましたけど、新規開店だけじゃなくて、これまで家庭系ごみで出ていたところを、事業系ごみで契約をして、かなり、向日市の場合ですけど、たくさん、この間、事業系ごみの契約をして、ごみの収集をやってる、そういうところがかなり増えているということと、それともう一つ、新しくマンションができたりして、マンションごみが直接収集業者と契約をして、マンションさんが行政収集しない、そういうところがかなり増えてて、それは内容的には家庭ごみやけども、事業系ごみとしてカウントされると。その2つが大きな要因を占めてるということ、向日市の場合ね、お聞きしたんです。

ああ、なるほどなど、私それを、説明を聞きまして、非常によくわかったんですけど、当然、ほかの市町も同じような実情があるのではないかと思いますので、二市一町で連絡会開いて、いろいろされていると思いますので、事業系ごみが減らない、何かわからないということで済ませるのではなくて、その辺の実態を、できたら量的なものも含めて、明らかにつかんでいただけたらなと思うんです。

何でかと申しますと、事業系ごみの搬入手数料、処理手数料、ずっと引き上げてきて、その効果が、効果というか、ごみ減量に対する効果がどう上がっているのかという、

手数料収入は増えましたけども、ごみ減量には、あの数字だけ見たら、全然反映してないみたいになるんだけど、実態は違うと思うんです。その辺のことをつかむために、ぜひ実態を明らかにしていただきたいし、これまで家庭ごみで出されていた、不適切に出されていた事業系ごみについては、適切に契約をして収集をするというふうなことを進めていただきたいと思いますので、また、機会がありましたらお伺いさせていただきます。

これも3月の議会でご質問しまして、可燃ごみの焼却施設は更新をしまして。ほかのはどうなってますかという質問しましたら、施設の設計寿命からいくと、もう既に寿命のきているものもありますよと。

平成29年に、15年の施設整備計画をつくってあって、それに基づいてやっていますというお話だったので、どんなものですかということで、ちょっと先日、このえらい立派なものがあるんですね。こういうものがあるのだったら、初めに請求して見ておけばよかったと。

これ、見ましたら、ちゃんと平成33年までの、ずっとスケジュールがあるんですけど、もう既に実態と相当違ってきてるんですよ。こういうものについては、もう平成33年ですから、あと3年ですわ、までしかないということではなくて、やはりこれはね、せめて焼却施設の寿命が15年とかいうのでしたら、実際もっと長いと思いますけど、せめて15年、15年、15年のね、計画を、施設整備計画をつくるべきではないのかなと思うんですけど、その辺の検討とか、どうされているのですか。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 従来からご指摘いただいております施設整備基本構想の作成の関係でございますが、今二市一町さんの方と十分調整させていただく中で、まずは一般廃棄物処理基本計画の方の見直し事務を今進めているところでございます。

その一定のごみ処理基本計画でいう、将来推計値が出た段階で、計画目標年次におけます施設規模等々算定して、最終的な施設整備基本構想をつくっていくというような、今計画事務を進めているところでございます。

しかしながら、処理計画、また基本構想につきましても、今、平成33年度までしかないというのが事実でございますので、そういった部分につきましては、二市一町さんと早期に策定含めて、今調整をしているところでございます。

○富岡浩史議長 杉谷議員、できたら簡潔にお願いします。

○杉谷伸夫議員 もう、これで終わります。

ちょっと管理者にお伺いしたいんですけど、この辺、どうお考えでしょうか。

山本管理者。

○山本圭一管理者 施設の管理計画の方の大事なものでありますので、そういった部分は、早急に、しかし実態に応じた、また将来構想を見据えた形でしていかなければいけないという意味では、慎重に検討している最中でありまして、そういった意味では本当に

大事で、早く構想を策定したいという思いはあるんですけども、本当に慎重に検討しているという段階であるということをご理解いただけたらというふうに思っております。

○富岡浩史議長 よろしいですか。

ほかに、ございませんか。

浜野議員。

○浜野利夫議員 今出されたこの資料、見せてもらって、ちょっとどうなんかな思ったんですけども、展開検査の段階の部分とはいえ、不適合廃棄物が大体1割から2割出てるということなんですけど、許可業者と違って、承認事業所の関係で言えば、実際の排出事業者の全体の数というのはしれてるかなと思うんです、数自身はね、事業所の。許可業者のは、かなりの数、相当になりますけど。

そういう意味では、市町村が、仮に許可を出したとしても、受け入れるのはこの組合の側なんですけど、そこで、こういう展開検査の段階で、不適合物がどんどん入ってくるようになったら、これは組合として、各市町の許可に対して、どういう許可したんだと、言わなんようになるん違うかなと思ってるんです。

さっきの、前も言った、マンションの関係も、そういう矛盾が出てきてると思うんですけど、本来家庭系ごみであるのに、事業系ごみで扱って、それで、本来全体、一般家庭からののは減っていったのに、排出量が増えてる原因がそこにもあるということ。

組合の側として、前もあったように、市町村が許可してることで、とやかく言えませんが、権限上は確かにそうなんです。でも、実際、搬入されるごみの中で、こういう、展開検査とはいえ、不適合な廃棄物がどんどん増えていくのは、やっぱり組合としてまずいと思うんです。

そういうときには、市町に言うなり、承認事業所で、業者が持ってくるわけですから、そのときにきちり指導するとか、そういう形態って、あまり融通がきくとか、あまりそういうのは、指導というのは難しいんですかね。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 指導といいますか、この結果については、各市町さんにお伝えをしておりますので、組合として直接搬入される方については、組合から搬入事務のときに、これはだめですよという案内はさせてもらってます。

ただ、排出事業者さんの場合、モラルもありますけど、市町さんもどこまで把握されるか、許可業者さんを通じて周知はしてもらっておりますが、やはり最終的に出されるのは排出事業者さんが出されて、それを直接許可業者さんが運んでこられるので、なかなか直に現場を押さえるというと、言葉悪いですけど、なかなかそこまでできないのが実態かなと思うんです。

ただ、組合の方も、市町さんと協力して、排出事業者さん、末端まで周知できるようなチラシを共同で作成したり、搬入事務のときには市町さんを通じて事業者さんに発信

してもらおうというような手はずは踏んでおりますので、何もしていないというのでもないんです。これを継続して、理解してもらえるまで続けていく必要はあるかなと思っています。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 ここは搬入された受け入れごみを処理するという役割と思うんですけど、そういう意味では、協力というよりも、連絡会とか等々あるわけですから、組合としてもうちょっと強い立場でね、許可してる市町だったら、許可した責任をちゃんと果たしてくださいというのを徹底して、もっとね、遠慮せず言うべきだなという気がするので、今、置いときます。

裏の方に考察ってありますよね、これ、見ていますと、結局搬入する、直接の業者さんの側で、産業廃棄物と事業系ごみの一般廃棄物、区別がついてないというふうになってるのかなと、考察見て思うんですけど、実際そういう実態なんですか。区別がついてないまま、とりあえず、要するに可燃ごみも含めて、不燃ごみも含めて、とにかくまとめて出すということが、当たり前のように排出業者は受け取ってしまってるのかなという不安も感じるんですけど。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 断定はできませんけれども、こういう業界に携わっている者は、大体雰囲気わかると思うんです。ただ、一個人のどここのスーパーに働きにいったる方が、廃掃法とか詳しくない方が、家庭の事情と同じように、ああ、これは大丈夫やという感じで捨てます。家庭でしたらそれでは大丈夫なんですけども、事業所で捨てられる、で最終的にうちに集まってくるんですけども、そういう最終的に出される方の判断ですね、そこで、やっぱりなかなか難しいのかなというのは、私個人としては思っているんですけども、大きい事業所さんとか、そこそここういう事務をされている方でしたら、これは事業系一般廃棄物、産業廃棄物ですよというのは、大体区別して行うと思うんですけども、現場で働いているパートさん、アルバイト、従業員の方が、そこまで果たしてわかるかということになりますと、ちょっとなかなか難しい、そこはやっぱりチラシ等で市町さん通じて、許可業者さん通じて、粘り強く周知していくというふうな方法しかないのかなというふうには思っております。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 個々のアルバイトとかいろんな形で働いている方が、そういういろんなことははっきりせずに、勝手に判断されてる、あり得ると思うんですね。でも、それでは、あくまで承認事業所として、指示して排出業者の持ってくる場合は、それは個々の問題でなくて、持ってこられた、搬入された、その段階でそんなのが入ってたら、それはやっぱりまずいことですし、あまり組合の側では遠慮されることないのかなと思うんですけど、そういう意味では、実質的には、許可業者さんと排出事業者、同じことが言えると思うんです。

それは、やっぱり最終的には搬入されたものを全部返すわけにも実際なかなかいかないう現状もあるでしょうし、許可をした各市町の許可の責任をしっかりと果たすというのが、一番必要になると思いますから、そこから、もっと個々に、直接の排出事業者さんに何らかの手を打つというか、指導する方法を考えていかなかったら、せっかくの組合全体で取り組んでる、市町も現状取り組んでますけど、そんなんが減らなかつたり、減るはずのものが混入して増えてたり、非常に頑張ってることが裏目に出かねないので、それも手だてはあり得ると思うんですね。それ、もう今日は言いませんけど、そういう方向でぜひ組合も遠慮せず、連絡会等と市町には、強く言ってほしいと要望しておきます。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 ちょっと言葉足らずで、申しわけなかったんですけども、うちで直接指導できる承諾事業所につきましては、こういう結果が出てますよというのを、発信して、注意してくださいというものも出してますので、何もしていないということではございません、発信できるものは、結果を全部伝えてますので、それをお伝えさせていただきます。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 やってないということではなくて、ちょっと、強くね、各市町の許可してる責任を求めて、強く要請したらいいなということ言ってるので、結構です。

○富岡浩史議長 ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

その他の項目、意見も尽きたようですので、終わらせていただきます。

それでは、これもちまして乙訓環境衛生組合議会平成30年第2回定例会を閉会いたします。

閉会 午前 10時41分

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓環境衛生組合議会議長 富岡浩史

乙訓環境衛生組合議会議員 北林重男

乙訓環境衛生組合議会議員 岸孝雄